

行政活動と適法性

- 法律による行政の原理 ⇔ 行政活動の法律適合性が問題
- 行政活動と法律の関係

行政活動の根拠たる法律



行政活動

「処分」が対象となる。処分の効力を争う、処分を求める、処分を阻止する場合に抗告訴訟を提起する。

主観訴訟

- **抗告訴訟（行訴3）**
- 当事者訴訟（行訴4）

客観訴訟

- 民衆訴訟（行訴5）
- 機関訴訟（行訴6）

- 民事訴訟
- 国家賠償訴訟（国賠法）

行政事件訴訟法に規定あり

抗告訴訟の類型（いずれも行訴法）

- 「処分」の効力を争う⇔取消し（3 II III）、無効確認（3 IV）
- 「処分」をさせたい⇔義務付け（3 VI）
 - ┌ 申請に対する処分⇔申請型義務付け（3 VI②）
 - ├ + 未だ処分無⇔不作為の違法確認（3 V、3 7の3 III①）
 - ├ + 既に処分有⇔取消し/無効確認（3 II IV、3 7の3 III②）
 - └ その他の処分⇔非申請型義務付け（3 VI①）
- 「処分」をさせたくない⇔差止め（3 VII）

本案勝訴要件—取消訴訟

- **実体違法型（処分の根拠となる法令に反してなされた処分であること）**

1) 裁量無：法の文言解釈に反した処分

法N条の趣旨は～であるから「・・・」は・・・である。

・・・にあたらぬのに本処分がされたから法N条に反する。

2) 裁量有：処分が行政に与えられた裁量の逸脱濫用（行訴法30）にあたる（後述）。

- **手続違法型（処分をなすうえで必要な手続きを遵守せずになされた処分であること）**

「理由の提示」（行手法8、11）が求められる趣旨は行政の恣意濫用の防止と不服申し立ての便宜を図ることにあるから

手続の瑕疵は直ちに処分の取消事由にはならない。

手続の瑕疵が制度の根幹にかかわる場合は取消事由

- **その他の行政活動との関連（別の行政活動瑕疵を理由に当該処分を取り消しえる）**

違法の承継、先行する行政調査の違法性等（後述）。

本案勝訴要件一取消訴訟

要件裁量と効果裁量の場合で書き方を変えるが形式的理由と実質的理由からどこにどのような裁量があるかを認定する点は共通。

【論述例】裁量の逸脱濫用の有無①

「～」（法N条）は抽象的概括的であり、同条の趣旨は・・・であるところ、・・・には専門技術的判断を要するため、「～」に該当するか否かにつき行政に要件裁量がある。

法N条は複数の処分を規定しており、また、「～できる」と規定している。そして、同条の趣旨は・・・であるところ、・・・には専門技術的判断を要するため、同処分をするか否か、また、いかなる処分をするかにつき行政に効果裁量がある。

よって、重要な事実の基礎を欠きまたは判断内容が著しく不合理な場合は裁量の逸脱・濫用にあたる（行訴法30）。

・・・という事実があるがA県はこの事実につき十分に考慮していない。そして、上記法N条の趣旨によれば・・・という事実は十分に考慮すべき事実であるから、行政には、考慮すべき事実を十分に考慮していないという考慮不尽有る。

よって、本処分につき、判断内容が著しく不合理であると認められ、裁量の逸脱・濫用にあたる。